

メディカル・データ・ビジョン株式会社
代表取締役 岩崎 博之 殿

診療データの二次利用許諾に関する同意書

当院は、医療及び医療周辺産業の更なる発展のため、2026年3月25日付「MDV Act」Asset
クラウドサービス使用許諾個別約款に同意した上で、個々の患者を特定できないよう匿名加工
処理を施した診療データの二次利用を貴社に対して許諾します。

年 月 日

(住所)

(施設名)

(代表者名)

(印)

「MDV Act」 Asset
クラウドサービス使用許諾個別約款

本個別利用約款は、メディカル・データ・ビジョン株式会社（以下「当社」という。）が提供する下記のクラウドサービス（以下「個別クラウドサービス」という。）に関する各種条件を規定するものである。

第1条(取引条件)

名称	「MDV Act」 Asset
概要	自院データ及び「MDV Act」 ベンチマークデータ分析・還元サービス
本サービスの内容	① クラウドサービスの使用許諾 ② クラウドサービスに関する保守業務
利用料	初期費用：なし 月額費用：なし
利用開始日	本個別利用約款同意後に当社からサービス利用者に対して本 URL 等を通知した日。但し、本 URL 等を通知済の場合には、上記クラウドサービスの利用可能日を通知した日とする。
契約期間	(1) 利用開始日から1年とする。但し、期間満了日の3ヶ月前までにサービス利用者又は当社から解約の意思表示がない場合には、自動的に1年間延長するものとし、以後同様とする。 (2) サービス利用者が契約期間中に解約する場合、3ヶ月前までにサービス利用者より当社に書面により申し出をする。
本データの種類	Hファイル、Eファイル（入院・外来）、Fファイル（入院・外来）、Dファイル、様式1ファイル、レセプトデータ、その他サービス利用者と当社で合意したデータ
本データの提供方法	当社の案内に従い、データプラットフォーム「MDV Application Platform」にアップロードする方法による。
本データの提出期限	サービス利用者は、当月診療分を翌月25日までに提出する。 期日までにデータ提出がない場合、添付【別紙】に定めるサービス（今後展開するサービスを含む。）が提供されないことがあり得る。
仕様	添付【別紙】参照
匿名加工データの二次利用許諾	サービス利用者が同意した「クラウドサービス使用許諾基本約款」（以下「基本約款」という。）第11条（利用許諾）第4項の定めに従い、当社は、サービス利用者による本個別利用約款への同意をもって、サービス利用者から既に提供を受けている匿名加工後の本データ及び今後提供を受ける匿名加工後の本データを、当社が以下の各号を遵守することを条件に、サービス利用者以外の第三者にも提供することができる（以下、かかる第三者に対する匿名加工データ

の提供を「二次利用」という。)

1. 匿名加工後の本データの二次利用は、以下の目的に限ること。
 - ① 医療・介護・福祉・ヘルスケア分野での教育・指導活動
 - ② 医療・介護・福祉・ヘルスケア分野に関連する科学的研究
 - ③ 公衆衛生又は社会保障に寄与する、製品又はサービスの開発、改善、若しくは普及
 - ④ 医薬品又は医療機器の有効性、安全性に関わる研究並びに使用実態調査
 - ⑤ 公衆衛生や社会保障に貢献する、又は医療、医薬品、医療機器の高い品質と安全性を確保するためのアルゴリズムの開発、トレーニング、テスト、評価
2. 以下の目的のための二次利用を行わないこと。
 - ① 違法薬物、アルコール飲料、タバコ製品、公序良俗に反するような方法で設計又は変更された商品又はサービスなど、個人及び社会全体に害を及ぼす可能性のある商品又はサービスを開発すること。
3. 匿名加工後の本データの匿名性に鑑み、当社がサービス利用者から提供を受けた匿名加工後の本データについては、基本約款及び本個別利用約款の終了又は解除後も引き続き保有し、基本約款及び本個別利用約款で許諾された範囲でこれを利用することができる。
4. 匿名加工後の本データに基づき当社又は第三者が創作した二次的成果物の知的財産権は創作した当事者に帰属すること。
5. 当社が匿名加工後の本データを第三者に提供する場合、事前にサービス利用者から書面による承諾を得た場合を除き、サービス利用者を特定できないよう必要な処置をとること。また、当社及び当該第三者は、匿名加工後の本データに含まれる個人を識別するために他の情報と照合しないこと。
6. 匿名加工後の本データを利用して当社又は第三者が行う臨床研究においては「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき当該データに含まれる個人の同意は不要であること。
7. 患者からサービス利用者に対して、当社による匿名加工後の本データの利用に関する問い合わせがあった場合、サービス利用者が適切に回答できるよう当社は協力すること。
8. 本個別利用約款の遵守状況を確認するため、サービス利用者は、事前に当社に通知した上で、当社の営業時間内に、合理的な範囲において、ウェブサイト又はオンラインにて、当社における本データ及び匿名加工後の本データの取り扱い状況を監査できること。
9. サービス利用者は、1ヶ月前までに当社に対して通知することで、当社に匿名加工後の本データの二次利用を止めるよう求めることができる。当該

	<p>求めがあった場合、第3項の定めにかかわらず、当社は速やかに当該データの第三者提供を停止するとともに、本個別利用約款に基づくサービス提供も停止する。</p> <p>10. 以上の各号に加えて、当社は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守すること。</p>
<p>当社とサービス利用者との間でのデータ利用</p>	<p>1. 基本約款第11条（利用許諾）第1項から第3項に定める用途に加えて、当社は、本個別利用約款に定める二次利用の目的の範囲内で、サービス利用者から既に提供を受けている匿名加工後の本データ及び今後提供を受ける匿名加工後の本データを、以下の各号に定める用途で利用することができる。</p> <p>疑義を避けるために記載すると、基本約款及び本個別利用約款の終了又は解除後の匿名加工データの取り扱いについては「匿名加工データの二次利用許諾」第3項に定めるとおりとし、以下の各号の定めは本個別利用約款の終了又は解除後も有効とする。また、当社による匿名加工後の本データの利用範囲は、以下の各号を含むがこれらに限らない。</p> <p>① 匿名加工後の本データのうち、当社がサービス利用者へ提供する複数のサービス間で重複するものについて、当社は各サービス間でこれを転用することができる。</p> <p>疑義を避けるために記載すると、ここでいう「サービス」は提供形態（ソフトウェアか役務提供か）及び提供方法（クラウドかオンプレミスか）を問わないものとし、以下同様とする。</p> <p>② サービス利用者が当社のサービスを終了又は解除した後、後日、同一又は異なるサービスについて当社と契約する場合、当社は、従前のサービスの終了又は解除以前に提供を受けた匿名加工後の本データを、従前のサービスと同一又は異なるサービスのために再利用することができる。但し、過去データの再利用を保証するものではない。</p>

2025年12月16日制定

2026年3月25日改定

「MDV Act」 Assetのサービス仕様

- 診療報酬改定シミュレーションレポートの提供
- 厚労省への報告等、各種データ集計業務の補助レポート及びツールの提供
- 地域包括医療病棟シミュレーションレポートの提供
- レポート提供等を通じた「MDV Act」ベンチマークデータの還元

以上